明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（総務四〇一）　一

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める事項を定める件（同四〇二）　六

○電子計算機による事務処理を行う市町村に係る法人等の市町村民税の申告書等の様式を定める件を廃止する件（同四〇三）　七

○光学文字読取装置による事務処理を行う市町村に係る個人の道府県民税及び市町村民税の納入申告書の様式を定める件の全部を改正する件（同四〇四）　七

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社が特別徴収義務者である場合における振替窓口端末機による事務処理に係る道府県民税利子割の納入申告書等の様式を定める件の全部を改正する件（同四〇五）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　九

裁判所
破産、免責、再生関係　一二

特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第十四期事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第四百一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第二項及び第四十六条第一項の規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成二十七年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準

第1　目的

この告示は、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を利用した法第19条第7号の規定による特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供の求め又は提供が円滑かつ安全に行われるよう、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法について、行政機関の長等（法第2条第14項に規定する行政機関の長等をいう。以下同じ。）の実施すべき事項を定めることを目的とする。

第2　用語の定義

1　コアシステム

情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認し、法第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報を保存し、その他法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するための総務大臣の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織

2　インターフェイスシステム

情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、コアシステムと法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（以下「情報照会者等」という。）の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織

3　情報提供等事務に使用する他の情報システム

情報提供等事務（法第24条に規定する事務をいう。以下同じ。）に使用するため、インターフェイスシステムに電気通信回線で接続する電子情報処理組織であって、コアシステム及びインターフェイスシステム以外のもの

4　ファイアウォール

電気通信回線において不正侵入を防御するための通信を制御する装置